

証券コード 3678

平成29年5月15日

株 主 各 位

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
株式会社メディアドゥ
代表取締役社長 藤 田 恭 嗣

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年5月29日（月曜日）午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

79頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月30日（火曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
パレスサイドビル5階 株式会社メディアドゥ本社会議室
（平成28年7月に本店所在地を東京都渋谷区から東京都千代田区に移転いたしましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。なお、当社へは東コア・エレベーターにてお越しくください。）

3. 目的事項

報告事項

第18期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 当社と株式会社出版デジタル機構との株式交換契約承認の件

第4号議案 電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に係る新設分割計画承認の件

第5号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mediado.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①事業報告のうち、新株予約権等に関する事項

②事業報告のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

③個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mediado.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな景気回復傾向が続いたものの、新興国経済の減速や、欧州における英国のEU離脱問題に加え、米国新政権の政策への不信感などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社に関連するデジタルコンテンツ流通を取り巻く事業環境については、平成28年の国内携帯電話端末出荷状況は前年比3.0%減の3,606.1万台となり平成24年から4年連続で減少した一方で、スマートフォンの出荷台数は前年比1.5%増の2,942.1万台となり、スマートフォンの出荷台数は2年連続の増加となりました。(出所:「2016年国内携帯電話端末出荷状況」MM総研)

また、当社の主力事業領域である電子書籍市場規模は、平成27年度において1,584億円となり、前年度の1,266億円から318億円増加しております。また、電子雑誌市場は242億円、電子書籍と電子雑誌を合わせた電子出版市場は1,826億円とされております。日本の電子書籍市場は今後も拡大が見込まれ、平成32年度には電子書籍市場は3,000億円程度になり、電子雑誌市場規模480億円を合わせた電子出版市場は3,480億円程度になると予想されております。(出所:「電子書籍ビジネス調査報告書2016」インプレス総合研究所)

このような事業環境のもと、当社は、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届ける」ことをキーワードに、著作物を公正利用のもと、できるだけ広く頒布し著作者に収益を還元するという「著作物の健全なる創造サイクルの実現」を事業理念として掲げ、日本における文化の発展、及び豊かな社会づくりに貢献するため、積極的な業容の拡大に取り組んでまいりました。

当事業年度の取り組みといたしましては、既存事業の強化に加え、新規アライアンス先との共同事業の開始、法人向け電子書籍配信サービスの開始などの業容拡大に注力するとともに、今後の成長を加速するための人材採用を積極的に行いました。そのような事業拡大に伴う急速な従業員増加に対応するため、7月に本社を東京都千代田区一ツ橋の「パレスサイドビル」に増床移転いたしました。また、様々な電子書籍配信ソリューションの強化、流通ネットワークの拡大を推進するため、積極的なM&Aや大手出版社との資本提携、子会社設立など事業基盤の整備に尽力いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,532,733千円（前期比38.2%増）、経常利益は656,956千円（前期比18.8%増）、当期純利益は414,917千円（前期比23.9%増）となり、本社移転や積極的な人材採用、M&Aにより経費は増加しましたが、前事業年度からの増収、増益を達成いたしました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### （電子書籍事業）

電子書籍事業につきましては、当社の成長戦略の基本方針であります「国内事業拡大」「海外流通展開」「電子図書館展開」に基づき次に挙げる取り組みを行いました。

まず「国内事業拡大」の取り組みとして、引き続き「LINEマンガ」などの大型電子書店へのディストリビューションが堅調に推移するとともに、「楽天マンガ」へ電子書籍コンテンツと電子書籍配信ソリューションの提供開始、「判例タイムズ」の判例・論文データベース「リーガルアーカイブス」へ配信ソリューションの提供、新たなサービスとして社員教育と福利厚生をサポートする法人向け電子書籍サービス「bizbook」を開始いたしました。

また、本の要約サービスを展開するフライヤー社の子会社化、美容室等の店舗向け電子雑誌配信サービス「マガマーデジタル」へコンテンツ及び配信ソリューションの提供開始、ゲオ店舗での電子コミックレンタル事業「GEOマンガ」へ電子書籍システムの提供開始などにも取り組んでおります。その他、子供SNSとして世界で急成長する「Creatubbles」の国内独占パートナー展開など様々な施策を行ってまいりました。

次に「海外流通展開」の取り組みとしては、海外での迅速かつ効率的な事業活動を行うため米国子会社「Media Do International, Inc.」の設立や、韓国の手電子書籍ストアTOPCO社へのコンテンツ配信を国内外で開始いたしました。また、海外における「MANGA」の主流はカラーであり、日本

の優れたコンテンツをカラー化し海外配信するため、電子コミックのカラーリングにおいて技術力の高いアルトラエンタテインメント社からの事業譲受に向け新会社を設立するなど、グローバル展開への体制構築・強化に努めてまいりました。

最後に「電子図書館展開」の取り組みとしては、海外電子図書館へ日本のコンテンツ輸出が加速し、配信図書館数が100館を突破、国内事業展開ブランド「OverDrive Japan」の専用ウェブサイトの開設を行いました。

また国内の国立大学への初のシステム提供として福井大学への電子図書館システムの提供開始、香川県「まんのう町立図書館」への電子図書館システムの提供開始、ヴィアックス社社内向け企業電子図書館の運用開始をしております。その他、第18回電子図書館総合展へ出展し、アメリカ図書館協会（ALA）の前会長であるサリー・フェルドマン氏のフォーラムを開催するなど電子図書館サービスの知名度向上にも注力しました。

その結果、売上高は14,223,274千円（前期比33.9%増）、セグメント利益は584,635千円（前期比23.1%増）となりました。

#### （音楽・映像事業）

音楽・映像事業につきましては、モバイル有料音楽配信市場全体の縮小により、売上、セグメント利益ともに減少しました。

その結果、売上高は304,286千円（前期比21.0%減）、セグメント利益は53,051千円（前期比11.2%減）となりました。

#### （ゲーム事業）

ゲーム事業につきましては、ソーシャルゲーム市場競争激化により、売上、セグメント利益ともに減少しました。

その結果、売上高は35,002千円（前期比34.3%減）、セグメント利益は3,456千円（前期比39.7%減）となりました。

#### （その他事業）

その他事業につきましては、広告代理コンサルティング業務に引き続き注力し、取扱量が増加したことにより売上が拡大しました。

その結果、売上高は970,170千円（前期比431.0%増）、セグメント利益は15,213千円（前期比29.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は507百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度における主な投資

|              |        |
|--------------|--------|
| ・ 本社移転建物附属設備 | 163百万円 |
| ・ 本社移転器具及び備品 | 68百万円  |
| ・ ソフトウェア     | 159百万円 |
| ・ サーバー購入     | 83百万円  |
| ・ コンテンツ獲得費用  | 21百万円  |

③ 資金調達の状況

(1) 当事業年度において、新株予約権（ストック・オプション）の行使により30百万円の資金調達を行いました。

(2) 平成28年4月25日の第三者割当てによる新株予約権の発行により、当社代表取締役社長 藤田恭嗣の資産管理会社である株式会社FIBCから34百万円の資金調達を行いました。

(3) 当事業年度において、Creatubbles Pte. Ltd. の株式取得の資金に充当するため、三井住友信託銀行株式会社より1,500百万円の借入を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 15 期<br>(平成26年2月期) | 第 16 期<br>(平成27年2月期) | 第 17 期<br>(平成28年2月期) | 第 18 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年2月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 5,544,876            | 8,074,664            | 11,242,741           | 15,532,733                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 228,309              | 413,318              | 553,163              | 656,956                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 176,411              | 239,992              | 334,889              | 414,917                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 22.24                | 25.49                | 34.06                | 41.65                           |
| 総 資 産 (千円)     | 2,908,021            | 4,120,728            | 5,485,747            | 8,683,257                       |
| 純 資 産 (千円)     | 1,437,394            | 1,855,989            | 2,238,405            | 2,767,390                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 161.14               | 191.62               | 224.78               | 270.33                          |

- (注) 1. 第15期において平成25年9月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、第16期において平成26年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成26年12月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。
2. 1株当たりの純資産額及び1株当たり当期純利益については、第15期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する著作物のデジタルコンテンツ流通市場は、市場の急速な拡大やサービス内容が多様化しております。

当社としては継続的な業績の拡大、業界における信頼度向上のために下記事項を対処すべき課題として認識し、積極的に取り組みを実施しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

##### ① システム技術の強化

当社のサービスは、原則的に内製で開発したシステムを通じて提供をしております。スマートフォン等の新たなデバイスに対応したサービスの拡大やデータ量の増加に合わせたシステムの安定稼働のための対策、新しい技術の積極的な導入等、現行サービスの改善とともに中長期的視野に立ったシステム強化に取り組んでまいります。また、今後、電子書籍の流通がよりオープンになっていくことを想定し、電子書籍流通プラットフォームとして競争力のあるシステムを構築していきたいと考えております。

##### ② 事業の基盤強化

当社が、市場での優位性を確保し企業として成長を継続するためには、経営資源を確保し、既存事業の強化を図り、さらに、新規事業に対する積極的な取り組みが必須であります。そのための課題点は、以下のとおりであります。

###### i) コンテンツラインナップの充実

当社の主力事業である電子書籍関連サービスにおいて、継続的な成長のためには、商材としての知名度が高く人気のある電子書籍コンテンツを獲得するとともに、今まで取扱いができなかったコンテンツを獲得し、電子書籍タイトルを拡充していくことが不可欠であると捉えております。これまでのコミックを中心としたコンテンツラインナップに加え、今後は、一般書籍や雑誌等、幅広い分野の電子書籍コンテンツについても積極的に獲得していきたいと考えております。

## ii) 電子書籍流通網の拡大

当社の電子書籍関連サービスにおいて、コンテンツ確保と連動した電子書籍流通網の拡大は基盤強化のための重要な課題の一つであります。自社電子書店展開をはじめとして、既存の取引電子書店へのコンサルティング営業などによる電子書籍コンテンツの販売量の拡大や、顧客企業と共同で事業展開を行うアライアンス型の電子書店の立ち上げと独占的なコンテンツ供給による新たな販売網の構築を図ることで、電子書籍流通網の拡大に努めてまいります。

## iii) 将来に向けた研究開発・新規事業について

当社が事業を展開する業界においては、ボーダレス化の加速や競合企業の台頭など、市場環境や顧客ニーズ、競合他社の状況が常に変化しており、今後も変化の激しい事業環境になることが想定されます。このような事業環境においては、将来を見据えた新規事業の創出や研究開発は重要な課題であると考えております。

今後、当社の中長期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を積極的かつ継続的に行うとともに、新規事業開発にも取り組んでまいります。

## iv) 海外事業展開の推進

当社の電子書籍事業は主に国内での事業を展開しておりますが、多くの優良なコンテンツを抱える電子書籍業界においては、ボーダレス化が進みグローバル市場での事業展開が加速していくものと思われまます。当社としても営業やプロモーションの体制から翻訳やオーサリング（注）等のオペレーションまで、電子書籍コンテンツの輸出入のための業務体制を強化し、世界に向けたビジネスを展開していきたいと考えております。

（注）文字や画像、音声、動画などの要素を組み合わせて一つのコンテンツ作品を組み立てることをいいます。

## ③ 優秀な人材の確保

技術者を中心とした優秀な人材を確保することは、当社グループの継続的な成長に必要不可欠であります。

人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われませんが、当社としては、優秀な人材を惹きつけられるように、社内教育制度の整備、福利厚生の実を充実を図っていくとともに、業界での存在感をさらに高め、会社の魅力を訴求していくことで採用強化につなげたいと考えております。

#### ④ 知的財産権について

当社は、これまで第三者の知的財産権に関して、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先企業に確認するよう努め、これを侵害することのないよう留意し、制作、取扱いを行っております。しかしながら、当社の事業拡大に伴い、知的財産権の取扱いは増加し、様々なことに対処する必要があります。当社としては、第三者の知的財産権を侵害することのないよう知的財産権への理解をさらに深め、管理体制の強化に努めてまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより、事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。適切かつ効率的な業務運営を遂行するために、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社は、主にスマートフォン・タブレット端末向けのデジタルコンテンツ流通サービスを行っております。

電子書籍のコンテンツ及び配信システムを企業向けに提供するとともに、電子書店の運営を行う「電子書籍事業」、コンシューマ向けに音楽・映像などのコンテンツ配信サービスを行う「音楽・映像事業」、コンテンツホルダーのキャラクター等の二次利用権を活用した「ゲーム事業」、また、主に広告代理コンサルティングを行う「その他事業」を事業内容としております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成29年2月28日現在）

|              |           |
|--------------|-----------|
| 本社           | 東京都千代田区   |
| 名古屋テクニカルオフィス | 名古屋市中区    |
| 徳島木頭オフィス     | 徳島県那賀郡那賀町 |

(注) 当社は、成長を加速するため人材採用を積極的に行ってまいりましたが、今後も事業拡大に伴う急速な従業員増加が見込まれるため、平成28年7月に、本社を東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 パレスサイドビル5階に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 130名 | 30名    | 33.5歳 | 3年11ヶ月 |

(注) 使用人数はアルバイト社員を除いて記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

(単位：千円)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,425,000 |
| 株式会社三井住友銀行   | 35,000    |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

① 当社は、平成29年2月28日付で株式会社産業革新機構との間で、株式会社出版デジタル機構の発行済普通株式72,800株（議決権所有割合70.52%）を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年3月31日付で、かかる株式譲受けについて公正取引委員会による排除措置命令等が行われていないこと等の前提条件が充足されたことを確認し、かかる株式譲受けを実行しております。

### ② 多額な資金の借入

当社は、平成29年3月30日及び同年同月31日を契約日として、下記の借入を行っております。

#### i) 使途

株式会社出版デジタル機構の株式取得資金等

#### ii) 借入先の名称

金融機関6行

#### iii) 借入金額

10,800百万円

#### iv) 借入利率

市場金利に連動した変動金利

#### v) 借入実行日

平成29年3月30日及び同年同月31日

#### vi) 最終返済期限

平成39年3月31日

#### vii) 担保提供資産又は保証の内容

無

#### viii) その他重要な特約等

当社決算数値について一定の条件の財務制限条項等が付された契約が含まれております。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況(平成29年2月28日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 38,971,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 10,050,400株 |
| ③ 株主数        | 4,270名      |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

| 株主名                                          | 持株数        | 持株比率   |
|----------------------------------------------|------------|--------|
| 藤田 恭嗣                                        | 3,281,000株 | 32.65% |
| 大和田 和恵                                       | 500,200    | 4.98   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                    | 406,500    | 4.04   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG(FE-AC) | 376,400    | 3.76   |
| 株式会社 小学館                                     | 220,800    | 2.20   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                      | 204,500    | 2.03   |
| 株式会社 講談社                                     | 200,000    | 1.99   |
| 鈴木 克征                                        | 126,500    | 1.26   |
| 山 沢 滋                                        | 120,000    | 1.19   |
| 溝 口 敦                                        | 104,800    | 1.04   |

(注) 自己株式は所有していません。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|----------|--------|--------------------------------|
| 代表取締役社長  | 藤田 恭嗣  | 株式会社FIBC 代表取締役社長               |
| 取締役      | 溝口 敦   | 事業開発本部長                        |
| 取締役      | 山本 治   | 経営企画室長                         |
| 取締役      | 鈴木 克征  | 管理本部長                          |
| 取締役      | 塩濱 大平  | 国際事業本部長                        |
| 取締役      | 伊藤 啓   |                                |
| 取締役      | 伊藤 行雄  |                                |
| 常勤監査役    | 大和田 和恵 |                                |
| 監査役      | 森藤 利明  | 森藤公認会計士事務所 所長<br>名古屋税理士法人 代表社員 |
| 監査役      | 堀 泰人   | 堀泰人税理士事務所 所長                   |
| 監査役      | 田村 茂   | 燦ホールディングス株式会社<br>社外監査役         |

- (注) 1. 取締役伊藤啓氏及び取締役伊藤行雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森藤利明氏及び監査役田村茂氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森藤利明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役堀泰人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び税務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役伊藤啓氏及び取締役伊藤行雄氏並びに監査役森藤利明氏及び監査役田村茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成28年9月1日付で取締役溝口敦氏は事業統括本部長から事業開発本部長に異動いたしました。
7. 平成29年3月31日付で代表取締役社長藤田恭嗣氏は株式会社出版デジタル機構の代表取締役会長に、取締役溝口敦氏及び取締役山本治氏は同社取締役に、取締役鈴木克征氏は同社監査役にそれぞれ就任いたしました。
8. 平成28年5月27日付で取締役伊藤啓氏は、株式会社スクロールの社外監査役を退任いたしました。
9. 平成28年5月25日開催の第17回定時株主総会において、鈴木克征氏及び塩濱大平氏が取締役に選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤啓氏及び取締役伊藤行雄氏並びに監査役森藤利明氏、監査役堀泰人氏及び監査役田村茂氏との間に会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がない場合に限るものとする。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数             | 報 酬 等 の 額                  |
|--------------------|-----------------|----------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(うち社外2名)  | 73,236千円<br>(うち社外6,000千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(うち社外2名)  | 12,900千円<br>(うち社外4,650千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(うち社外4名) | 86,136千円<br>(うち社外10,650千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額170百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年5月28日開催の第3回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前掲記載のとおりであります。
- ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 伊藤 啓  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言、提言を行っております。               |
| 取締役 伊藤 行雄 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言、提言を行っております。               |
| 監査役 森藤 利明 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会17回のうち17回に出席し、財務及び会計に関する幅広い経験から助言、提言を行っております。                |
| 監査役 田村 茂  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会17回のうち17回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言、提言を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

| 区 分                                 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,700千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,700千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えております。そのため、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断して利益配当を行っていく方針であります。

上記方針のもと、株主の皆様への利益還元として、配当及び自社株式の取得による総還元性向を採用する予定であります。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、平成29年4月26日開催の取締役会において、1株当たり8円80銭（配当金総額88,443,520円）とさせていただきます。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部           |           |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
| 流動資産      | 5,359,535 | 流動負債              | 4,576,180 |
| 現金及び預金    | 2,056,725 | 買掛金               | 3,997,537 |
| 売掛金       | 3,201,127 | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 156,996   |
| 貯蔵品       | 21        | 未払金               | 159,615   |
| 前払費用      | 55,875    | 未払費用              | 13,126    |
| 繰延税金資産    | 35,724    | 未払法人税等            | 129,257   |
| その他       | 21,043    | 未払消費税等            | 17,043    |
| 貸倒引当金     | △10,983   | 預り金               | 49,855    |
| 固定資産      | 3,323,722 | ポイント引当金           | 48,923    |
| 有形固定資産    | 422,987   | その他               | 3,824     |
| 建物        | 191,008   | 固定負債              | 1,339,686 |
| 車両運搬具     | 5,750     | 長期借入金             | 1,303,004 |
| 器具及び備品    | 226,229   | 資産除去債務            | 36,682    |
| 無形固定資産    | 272,521   | 負債合計              | 5,915,867 |
| ソフトウェア    | 102,059   | 純 資 産 の 部         |           |
| ソフトウェア仮勘定 | 154,530   | 株主資本              | 2,607,837 |
| コンテンツ     | 14,719    | 資本金               | 912,189   |
| その他       | 1,211     | 資本剰余金             | 615,836   |
| 投資その他の資産  | 2,628,213 | 資本準備金             | 615,836   |
| 投資有価証券    | 1,753,612 | 利益剰余金             | 1,079,810 |
| 関係会社株式    | 648,393   | その他利益剰余金          | 1,079,810 |
| 関係会社長期貸付金 | 28,004    | 繰越利益剰余金           | 1,079,810 |
| 長期前払費用    | 29,733    | 評価・換算差額等          | 109,152   |
| 繰延税金資産    | 3,660     | その他有価証券評価差額金      | 109,152   |
| 差入保証金     | 164,809   | 新株予約権             | 50,401    |
| 資産合計      | 8,683,257 | 純資産合計             | 2,767,390 |
|           |           | 負債純資産合計           | 8,683,257 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から)  
(平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 15,532,733 |
| 売上原価         | 13,895,149 |
| 売上総利益        | 1,637,584  |
| 販売費及び一般管理費   | 981,226    |
| 営業利益         | 656,357    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 885        |
| 助成金収入        | 1,813      |
| その他          | 489        |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 2,153      |
| 株式交付費        | 386        |
| その他          | 50         |
| 経常利益         | 656,956    |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 1,063      |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除却損      | 275        |
| 事務所移転費用      | 11,402     |
| 税引前当期純利益     | 646,342    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 219,535    |
| 法人税等調整額      | 11,888     |
| 当期純利益        | 414,917    |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から)  
(平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |             |                             |             |                  |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                   |             | 株 主 資 本 計<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |                  |
| 当 期 首 残 高               | 896,969 | 600,616   | 600,616     | 736,452                     | 736,452     | 2,234,038        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |             |                             |             |                  |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 15,220  | 15,220    | 15,220      |                             |             | 30,440           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |             | △71,559                     | △71,559     | △71,559          |
| 当 期 純 利 益               |         |           |             | 414,917                     | 414,917     | 414,917          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |             |                             |             |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 15,220  | 15,220    | 15,220      | 343,358                     | 343,358     | 373,798          |
| 当 期 末 残 高               | 912,189 | 615,836   | 615,836     | 1,079,810                   | 1,079,810   | 2,607,837        |

|                         | 評価・換算差額等             |                   | 新株予約権  | 純 資 産 計<br>合 計 |
|-------------------------|----------------------|-------------------|--------|----------------|
|                         | その他有価<br>証券評価<br>差 額 | 評価・換算差<br>額 等 合 計 |        |                |
| 当 期 首 残 高               | —                    | —                 | 4,366  | 2,238,405      |
| 当 期 変 動 額               |                      |                   |        |                |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                      |                   |        | 30,440         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                      |                   |        | △71,559        |
| 当 期 純 利 益               |                      |                   |        | 414,917        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 109,152              | 109,152           | 46,034 | 155,186        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 109,152              | 109,152           | 46,034 | 528,985        |
| 当 期 末 残 高               | 109,152              | 109,152           | 50,401 | 2,767,390      |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社メディアドゥ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 崎 勝 夫 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアドゥの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月31日に株式会社出版デジタル機構の株式の70.52%を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムにかかる監査の実施基準に準拠し、状況を監視及び検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月21日

株式会社メディアドゥ 監査役会

|       |     |   |   |   |   |
|-------|-----|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 大和田 | 和 | 恵 | ⓐ |   |
| 社外監査役 | 森   | 藤 | 利 | 明 | ⓐ |
| 監査役   | 堀   |   | 泰 | 人 | ⓐ |
| 社外監査役 | 田   | 村 |   | 茂 | ⓐ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふじ た やす し<br>藤 田 恭 嗣<br>(昭和48年8月31日) | 平成8年4月 有限会社フジテクノ(平成13年11月当社に吸収合併)設立<br>代表取締役<br>平成11年4月 当社設立 代表取締役社長<br>(現任)<br>平成25年12月 株式会社FIBC設立 代表取締役社長(現任)<br>平成29年3月 株式会社出版デジタル機構<br>代表取締役会長(現任)                                                                      | 3,281,000株 |
| 2     | みぞ ぐち あつし<br>溝 口 敦<br>(昭和49年7月13日)   | 平成12年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)入社<br>平成20年7月 当社入社 執行役員<br>コンテンツ&メディア事業本部長<br>平成21年9月 当社 執行役員 営業本部長<br>平成22年5月 当社 取締役 営業本部長<br>平成25年3月 当社 取締役 事業統括本部長<br>平成28年9月 当社 取締役 事業開発本部長(現任)<br>平成29年3月 株式会社出版デジタル機構<br>取締役(現任) | 104,800株   |

| 候補者<br>番号 | ふり<br>氏<br>がな<br>名<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | やま もと おさむ<br>山 本 治<br>(昭和42年2月18日) | <p>平成2年4月 日本合同ファイナンス株式<br/>会社(現株式会社ジャフコ)<br/>入社</p> <p>平成11年8月 株式会社メンバーズ 取締<br/>役</p> <p>平成17年7月 株式会社デジタルガレージ<br/>入社</p> <p>平成19年4月 フォートラベル株式会社<br/>取締役</p> <p>平成22年9月 株式会社DGインキュベーシ<br/>ョン 取締役</p> <p>同年10月 株式会社もしも 取締役</p> <p>平成23年3月 株式会社ギフティ 取締役</p> <p>同年9月 株式会社Open Network Lab<br/>取締役</p> <p>平成24年6月 当社入社 執行役員 経営企<br/>画室長</p> <p>平成25年5月 当社 取締役 経営企画室長</p> <p>平成26年5月 当社 取締役 経営企画室長<br/>兼管理本部長</p> <p>平成27年11月 当社 取締役 経営企画室長<br/>(現任)</p> <p>平成29年3月 株式会社出版デジタル機構<br/>取締役(現任)</p> | 56,800株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 鈴木 克 征<br><small>すず き よし ゆき</small><br>(昭和38年8月20日)  | 昭和61年12月 高橋会計事務所入所<br>平成9年3月 株式会社レッドホットカンパニー入社<br>同年10月 朝日インテック株式会社入社<br>平成13年1月 株式会社ワールドブライダル入社<br>平成19年11月 当社入社<br>平成20年3月 当社 経理財務部長<br>同年7月 当社 執行役員 経理財務部長<br>平成26年3月 当社 執行役員 経営管理部長<br>平成27年5月 当社退社<br>同年11月 当社入社 執行役員 管理本部長<br>平成28年5月 当社 取締役 管理本部長 (現任)<br>平成29年3月 株式会社出版デジタル機構 監査役 (現任) | 126,500株   |
| 5     | 森 秀 樹<br><small>もり ひで き</small><br>(昭和52年8月25日)<br>※ | 平成12年4月 有限会社アエルグループ入社<br>平成13年9月 アイソリューションズ有限会社入社<br>平成14年12月 当社入社<br>平成16年4月 当社 技術部長<br>平成17年5月 当社 取締役<br>平成20年3月 当社 取締役 技術本部長<br>平成24年5月 当社 常務取締役 技術本部長<br>平成25年9月 当社 取締役 技術本部長<br>平成26年5月 当社 テクニカルフェロー<br>同年11月 MRD株式会社 代表取締役社長 (現任)<br>平成28年2月 当社退社<br>同年3月 当社 技術顧問 (平成29年5月退任予定)          | 90,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | する た かず ひこ<br>駿 田 和 彦<br>(昭和30年1月7日)<br>※ | 昭和52年4月 大和証券株式会社入社<br>平成9年4月 同社 事業法人第四部部长<br>平成11年4月 大和証券エスビーキャピタル・マーケット株式会社 事業法人第三部长<br>平成13年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 事業法人グループ戦略室長<br>平成14年7月 同社 事業法人第二部长<br>平成15年2月 同社 金融法人第一部长<br>同年6月 同社 執行役員 金融・公共法人担当<br>平成17年4月 同社 常務執行役員 金融法人担当兼公共法人担当<br>平成18年2月 三洋電機株式会社 取締役副社長<br>同年2月 大和証券SMBCプリンシパル・インベストメント株式会社 シニアアドバイザー<br>同年6月 三洋電機株式会社 代表取締役副社長<br>平成21年6月 大和企業投資株式会社 専務取締役<br>平成22年10月 大和インベスター・リレーションズ株式会社 代表取締役社長<br>平成27年4月 株式会社アサツーディ・ケイ シニア・アドバイザー(現任)<br>同年6月 当社 顧問(平成29年5月退任予定) | 0株         |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | えのき 榎 けい 一 啓 一<br>(昭和24年3月15日)<br>※ | 昭和49年4月 日本電信電話公社入社<br>平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)入社<br>平成7年3月 同社 栃木支店長<br>平成9年1月 同社 法人営業部長<br>同年8月 同社 ゲートウェイビジネス部長<br>平成12年6月 同社 取締役 ゲートウェイビジネス部長<br>平成13年7月 同社 取締役 iモード事業本部長<br>平成15年6月 同社 常務取締役 iモード事業本部長<br>平成16年6月 同社 常務取締役 プロダクト&サービス本部長<br>平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 代表取締役社長<br>平成20年6月 ドコモエンジニアリング株式会社 代表取締役社長<br>平成24年6月 同社 相談役<br>平成25年6月 NDS株式会社 社外監査役(現任)<br>平成28年11月 株式会社ユニメディア 社外取締役(現任) | 0株         |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者藤田恭嗣氏は、株式会社FIBCの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で平成28年4月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権10,590個(1,059,000株)に係る総数引受契約を締結しております。
3. 取締役候補者森秀樹氏は、MRD株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間でデータベース管理にかかる特許権等を譲り受ける契約を締結する予定です。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 駿田和彦氏及び榎啓一氏は、社外取締役候補者であります。
6. 藤田恭嗣氏は、当社設立以来、創業者として、当社事業の全てに精通するとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。

7. 溝口敦氏は、当社入社以来、電子書籍事業部門、電子図書館事業部門、新規事業部門等、当社事業の幅広い分野の事業に携わるとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。
8. 山本治氏は、当社入社以来、主に経営企画部門を担当し、経営企画室長として業務提携、企業価値の向上、投資戦略の統括等に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。
9. 鈴木克征氏は、当社入社以来、主に経営管理部門、経理部門及び人事総務部門の管理部門を担当し、管理本部長として、財務、人事戦略等に携わるとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。
10. 森秀樹氏は、当社事業の根幹である基幹システムを構築するなど技術者としてシステム分野に関する豊富な知識と経験並びに経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。
11. 駿田和彦氏は、証券、金融分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
12. 榎啓一氏は、通信及びデジタルコンテンツ分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
13. 当社は、駿田和彦氏及び榎啓一氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約内容の概要は次のとおりであります。

  - ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がない場合に限るものとする。
14. 当社は、駿田和彦氏及び榎啓一氏が選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
15. 所有する当社の株式数については、平成29年2月28日時点の所有株式数を記載しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役森藤利明氏、堀泰人氏及び田村茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | もり ふじ とし あき<br>森 藤 利 明<br>(昭和50年8月17日) | 平成15年10月 中央青山監査法人入所<br>平成19年6月 公認会計士登録<br>同年7月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>平成21年7月 森藤公認会計士事務所開設<br>所長(現任)<br>平成22年5月 当社 社外監査役(現任)<br>平成25年3月 名古屋税理士法人設立 代表社員(現任)                                                                                   | 0株         |
| 2     | たか やま けん<br>高 山 健<br>(昭和39年6月6日)<br>※  | 昭和63年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行<br>平成11年11月 楽天株式会社 常務取締役<br>平成13年6月 テクマトリックス株式会社 社外監査役<br>平成22年2月 楽天株式会社 最高財務責任者<br>平成25年3月 同社 相談役<br>平成26年7月 スターフェスティバル株式会社 社外取締役(現任)<br>平成27年6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)<br>平成28年11月 株式会社メタップス 社外取締役(現任) | 0株         |

| 候補者番号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)<br><br>がな<br>名            | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | しい<br>椎<br>名<br>毅<br>(昭和50年11月20日)<br><br>※ | 平成14年10月 弁護士登録<br>同年10月 木村綜合法律事務所 入所<br>平成15年3月 神田橋法律事務所（現White & Case 法律事務所） 入所<br>平成17年7月 長島・大野・常松法律事務所 入所<br>平成23年10月 株式会社経営共創基盤 入社<br>平成24年1月 衆議院参与（株式会社経営共創基盤より転籍。国会に設置された福島原子力発電所事故調査委員会に勤務）<br><br>同年12月 衆議院議員<br>平成26年11月 税理士登録<br>同年12月 椎名つよし法律税務事務所 代表（現任）<br>平成29年1月 株式会社PhoneAppli 社外取締役（現任） | 0株         |

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 森藤利明氏、高山健氏及び椎名毅氏は、社外監査役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 森藤利明氏は、公認会計士としての専門的な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの専門的な見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 高山健氏は、財務、金融分野に精通するとともに、グローバルなインターネットビジネスにおけるマネジメント全般に関し、豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの専門的な見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。
6. 椎名毅氏は、弁護士及び税理士としての経験、福島原子力発電所事故調査委員会における経験並びに衆議院議員としての経験から、特にコーポレートガバナンスと危機管理に関する専門的な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの専門的な見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

7. 森藤利明氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
8. 当社は、森藤利明氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。森藤利明氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。高山健氏及び椎名毅氏が選任された場合は、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 監査役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がない場合に限るものとする。
9. 当社は、森藤利明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、高山健氏及び椎名毅氏が選任された場合は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 当社と株式会社出版デジタル機構との株式交換契約承認の件

当社と株式会社出版デジタル機構（以下「出版デジタル機構」といいます。）は、平成29年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、出版デジタル機構を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意し、平成29年4月26日の両社取締役会の決議に基づき、同日付をもって、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換につきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

#### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、「著作物のデジタル流通」を事業コンセプトとして、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届ける」ことで著作物の健全な創造サイクルを実現することを目指しております。

電子書籍の領域においては、数多くの出版社からお預かりした電子書籍コンテンツを電子書店に提供、配信しており、急成長している国内電子書籍市場の一翼を担うとともに、海外に向けて日本の優れたコンテンツを配信するべく事業展開を推進しております。

出版デジタル機構は、出版社の電子出版ビジネスの支援を目的に、平成24年に出版業界を挙げた協力のもと産業革新機構等の出資を得て設立されました。その後、平成25年に電子書籍取次大手の株式会社ビットウェイを買収・統合し、電子書籍取次事業に進出することで業容を拡大してきました。そして、平成29年3月、電子出版ビジネス及び電子書籍流通市場のさらなる拡大を目指し、当社が70.52%の株式を取得し子会社化しました。

現在、両社での業務連携による効率化や事業拡大等の詳細については協議を重ねておりますが、今回、出版デジタル機構を完全子会社化することにより、現在構築中のグループ経営体制の機動性と柔軟性をより高め、当社グループ間での経営資源を活用した事業の持続的成長、企業価値向上を実現できるものと考えております。

また、完全子会社化により、当社の連結業績において非支配株主帰属分で控除されることがなくなり、また、連結納税制度の対象とすることにより税務上のメリットを享受することができます。そのため、本株式交換は来期以降の連結最終損益の改善に寄与するものと考えております。

#### 2. 本株式交換契約の内容の概要

添付1をご参照ください。

#### 3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

ア 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割  
当ての相当性に関する事項

(ア) 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社) | 出版デジタル機構<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                 | 40                      |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：1,217,600株   |                         |

(注1) 株式の割当比率

出版デジタル機構の普通株式1株に対して当社の普通株式40株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する出版デジタル機構の普通株式72,800株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

本株式交換により交付される株式数：普通株式1,217,600株

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が出版デジタル機構の発行済株式（ただし、当社が保有する出版デジタル機構の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における出版デジタル機構の株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有する出版デジタル機構の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付いたします。当社の交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

なお、出版デジタル機構は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議によって、基準時において、その直前時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる場合、その株主の皆様につきましては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することができません。

※単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる場合、その株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(イ) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び出版デジタル機構は、平成29年3月頃から、両社の完全な事業連携の実現に向けて、本株式交換に関する協議及び検討を開始いたしました。

当該協議及び検討を進めるにあたり、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び出版デジタル機構は、共同して当社及び出版デジタル機構から独立した第三者算定機関である株式会社MIT Corporate Advisory Services（以下「MIT」といいます。）に本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、MITより提出を受けた分析結果（詳細は下記②をご参照ください。）を参考としつつ、当社及び出版デジタル機構の財務状況、資産の状況、将来の見通しや事業上のシナジーの要因、平成29年3月31日に株式会社産業革新機構から譲受した際の価額等を総合的に勘案しつつ、両社で本株式交換比率について慎重な検討・交渉・協議を行った結果、上記3.(1)ア(ア)記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

② 算定に関する事項

(a) 算定機関の名称並びに当社及び出版デジタル機構との関係

第三者算定機関であるMITは、当社及び出版デジタル機構から独立した算定機関であり、当社及び出版デジタル機構の関連当事者には該当せず、重要な利害関係も有しません。

(b) 算定の概要

上記①記載のとおり、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関であるMITに本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社は、本株式交換契約の締結にかかる取締役会に先立ち、MITより以下の算定結果を内容とする算定書を平成29年4月25日付で受領しております。

MITは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行いました。

市場株価法においては、平成29年4月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値並びに算定基準日までの13営業日（当社より、「子会社の業績見込みについて」、「平成29年2月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」、「Lunandscape株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」が公表された平成29年4月6日の翌営業日である平成29年4月7日から算定基準日までの期間）、算定基準日までの1ヶ月間及び算定基準日までの3ヶ月間のそれぞれの期間の終値の単純平均値を採用しております。

他方、出版デジタル機構については、非上場会社であることから、これまでの事業活動の推移や財務の状況などから、一般に公正であると言われる評価方法の中から、将来の各期において企業が生み出すキャッシュフローが企業価値であるという考え方を基に株主資本価値を算出する方法であるDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法を適用することが妥当と判断しております。

その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  |          |  | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|----------|--|--------------|
| 当社    | 出版デジタル機構 |  |              |
| 市場株価法 | D C F 法  |  | 33.88~61.95  |

MITは、本株式交換比率の算定に際して、当社及び出版デジタル機構から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MITは、当社及び出版デジタル機構の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。MITの株式交換比率算定は、平成29年4月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及び出版デジタル機構の

財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び出版デジタル機構の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関であるMITによる本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

③ 公正性を担保するための措置

(a) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び出版デジタル機構は、本株式交換に用いられる株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、共同で、MITを当社及び出版デジタル機構から独立した第三者算定機関として選定し、平成29年4月25日付で株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

なお、当社及び出版デジタル機構は、第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

(b) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の公正性を担保するために、当社は、森・濱田松本法律事務所を、出版デジタル機構は、霞が関パートナーズ法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本株式交換の手続き及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交換契約締結の決議を行っております。

なお、森・濱田松本法律事務所及び霞が関パートナーズ法律事務所は、いずれも当社及び出版デジタル機構から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

④ 利益相反を回避するための措置

当社は、出版デジタル機構の総議決権の70.52%を保有し、同社を連結子会社としており、加えて、当社の代表取締役藤田恭嗣、取締役溝口敦及び取締役山本治並びに執行役員1名は、出版デジタル機構の取締役を、当社の取締役鈴木克征は、出版デジタル機構の監査役を、それぞれ兼務しております。

かかる関係が存在することに鑑み、本株式交換に関する出版デジタル機構の意思決定過程における恣意性や利益相反のおそれを排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するため、かかる兼務取締役4名及び兼務監査役1名は出版デジタル機構における本株式交換に係る決定の過程には参加しておらず、かかる兼務取締役4名を除く出版デジタル機構の取締役2名のみが本株式交換に係る事前の検討及び決議に参加し、当該検討及び決議に参加した出版デジタル機構の取締役の全員が本株式交換契約を締結することについて賛成しているとのことです。

なお、かかる兼務取締役のうち、当社の取締役溝口敦、取締役山本治及び執行役員が、本株式交換に係る出版デジタル機構の取締役会において、決議定足数の要件からも除かれる「特別の利害関係を

有する取締役」に該当するかは疑義が生じうるところであることから、上記決議のあと、定足数に係る疑義を避けるため、かかる兼務取締役3名が参加して、同内容の決議を改めて行ったとのこと。

- イ 本株式交換の対価として当社の普通株式を選択した理由  
当社及び出版デジタル機構は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択しました。  
当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しているため、本株式交換後において市場における取引機会が確保されており、また、出版デジタル機構の株主が、本株式交換による当社グループのさらなる企業価値向上により、利益を享受することが可能となることから、当社の普通株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断しました。
  - ウ 当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項  
本株式交換により増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりとします。  
資本金の額 : 0円  
資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額  
利益準備金の額 : 0円  
上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。
- (2) 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）  
該当事項はありません。
- (3) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
- ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
添付2をご参照ください。
  - イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(4) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ア 出版デジタル機構の株式取得(子会社化)

当社は、平成29年2月28日付で株式会社産業革新機構との間で、出版デジタル機構の発行済普通株式72,800株(議決権所有割合70.52%)を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年3月31日付で、かかる株式譲受けについて公正取引委員会による排除措置命令等が行われていないこと等の前提条件が充足されたことを確認し、かかる株式譲受けを実行しております。

イ 多額な資金の借入

当社は、平成29年3月30日及び同年同月31日を契約日、借入実行日を平成29年3月30日及び同年同月31日、最終返済期限を平成29年3月31日として、金融機関6行から、出版デジタル機構の株式取得資金等をその使途として、10,800百万円(借入利率は市場金利に連動した変動金利)の借入を行いました。なお、かかる借入に際し、担保資産の提供及び保証は行っておりません。また、かかる借入契約には、当社決算数値について一定の条件の財務制限条項等が含まれております。

ウ 電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に係る新設分割

当社は、電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に関して有する権利義務を、新設する株式会社メディアドウに承継させる新設分割に係る新設分割計画を平成29年4月26日付で作成しました。当該新設分割は、当社の株主総会における当該新設分割計画の承認を条件として、平成29年9月1日に効力が発生する予定です。

エ Lunascape株式会社の株式取得(子会社化)

当社は、平成29年4月6日付でLunascape株式会社の代表取締役である近藤秀和氏との間で、同社の全株式を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年4月26日付で、かかる株式譲受けを実行しております。

オ 剰余金の配当

最終事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、最終事業年度にかかる期末配当として、平成29年4月26日開催の取締役会において、1株当たり8円80銭(配当金総額88,443,520円)の剰余金の配当を実施することを決定いたしました。

(5) 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

## 株式交換契約書（写）

株式会社メディアドゥ（以下「甲」という。）及び株式会社出版デジタル機構（以下「乙」という。）は、平成29年4月26日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：株式会社メディアドゥ

住所：東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

乙 商号：株式会社出版デジタル機構

住所：東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に40を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式40株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

## 第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年6月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第6条（株式交換契約承認株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会（以下「株式交換承認総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。

第7条 (善管注意義務等)

甲及び乙は、本締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

第8条 (自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議によって、基準時において、その直前時において保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)の全てを消却する。

第9条 (剰余金の配当)

乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条 (本契約の変更等)

本締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、(i)第6条に定める甲又は乙の株式交換承認総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成29年4月26日

甲 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号  
株式会社メディアドゥ  
代表取締役社長 藤田 恭嗣

乙 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地  
株式会社出版デジタル機構  
代表取締役社長 新名 新

出版デジタル機構の最終事業年度（平成28年3月期）に係る計算書類等の内容

- ・ 事業報告
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役の監査報告書

# 事業報告

## 第4期

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による経済対策や金融緩和を背景として、企業の業績や雇用情勢が改善するなど、緩やかな景気回復基調が維持されました。しかし、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や、国内個人消費に停滞感がみられる等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

出版業界においては、取次事業社経由の紙出版物について、2015年の出版物推定販売金額が1兆5,220億円と前年比5.3%減となりました。これは11年連続の減少となります(出所:出版科学研究所)。一方で、2015年の電子書籍市場は、雑誌も合わせると1,502億円(前年比31.3%増)と推定されています(出所:出版科学研究所)。さらに、2018年度には3,110億円程度まで拡大するとの予想(出所:インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2015」)があり、電子書籍市場は引き続き拡大することが見込まれています。

また、電子書籍の閲覧を主導するモバイル端末においては、2015年度通期の国内携帯電話端末出荷が3,650万台(前年度比3.6%減)でした。その内訳は、スマートフォンが2,860万台(前年度比4.1%増)、フィーチャーフォンが790万台(前年度比24.0%減)となっています。

このような経済情勢の中、当社はデジタル技術を中心としたパブリッシャーズ・サービス・カンパニーとして、出版ビジネスの更なる発展に向けて、以下の取り組みを通じた業容拡大に取り組んでまいりました。

#### 【電子書籍取次事業】

当社の基幹収益事業である電子書籍取次事業においては、取次事業者としての信頼獲得と競業他社との差別化戦略のもと、キャンペーン企画の提案、入稿から配信までの期間短縮、お取引先電子書店とのシステム連携等に注力することによって、売上の増大を図りました。2016年3月末時点で、コミック291社(前年度比35社増)、写真集94社(前年度比2社減)、書籍1,132社(前年度比64社増)の出版社から342,380タイトル(前年度比73,138タイトル増)のコンテンツをお預かりし、一般電子書店(ebook書店)42社(前年度比2社増)、旧フィーチャーフォン系書店51社(前年比1社減)の電子書店に取り次ぎました。また、2016年3月にGoogle書店と取次契約を締結したことにより、国内でサービス展開している主要な外資系電子書店に電子書籍を取り次ぐ体制が確立しました。

以上の結果、本事業の売上高は14,636,893千円(前年度比2,893,684千円増)、営業利益は674,713千円(前年度比478,003千円増)となりました。

### 【共通書誌情報システム事業】

2015年5月12日に稼働を開始した「共通書誌情報システム」ですが、当事業年度末の時点において73の出版社、当社を含む8社の流通関連会社からの利用申請を受理しました。他に、「出版情報登録センター（JPRO）」への情報提供を目的として、一般社団法人日本出版インフラセンター（JPO）にも利用申請を許諾しております。しかし、当初目的とした電子書籍の流通に本システムを利用している社は、出版社が4社、流通関連会社は当社を含む2社にとどまっております。

公共性の高い本事業におきましては、前年度に実施したシステム・インフラの変更、保守管理の見直しなどのコスト削減効果が継続しました。また、本システムからJPROに提供される情報については、次年度以降、情報提供料を得ることが可能となります。

当事業年度における売上高は0円、営業損失は49,356千円（昨年度は409,318千円の営業損失）となりました。

### 【その他事業】

上記以外に、当事業年度より開始したプリント・オン・デマンド（POD）のデータ取次事業は36社の出版物1,765点をAmazon及び三省堂書店に取り次ぎ、売上高は7,185千円となりました。他にも、電子図書館事業において、10社の3,876点（うち1,604点は業務委託分）の電子書籍を株式会社日本電子図書館サービス（JDLS）に取り次ぎ、売上高は790千円（業務委託分は含みません）となりました。

以上の結果、当事業年度における全体売上高は14,636,893千円（前年度比2,893,684千円増）、経常利益は625,738千円（前年度は202,260千円の経常損失）、当期純利益は774,692千円（前年度は282,487千円の当期純損失）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資額は157,706千円で、その主な内訳は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| ① 建物付属設備への投資  | 671千円    |
| ② 器具備品への投資    | 26,120千円 |
| ③ ソフトウェアへの投資  | 52,765千円 |
| ④ コンテンツ資産への投資 | 72,360千円 |

(注) 1. 千円単位の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 資金調達状況

平成27年8月31日を払込期日として、第三者割当により、19,800株の新株式を発行いたしました（発行価額1株につき50,000円、発行総額990,000,000円）。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度において創業以来初めての単年度黒字を計上することができました。今後もこの基調を継続しさらなる発展を目指すため、下記のような課題に取り組んでまいります。

##### 【電子書籍取次事業】

当事業におきましては、競合他社との料率競争がますます厳しさを増しており、市場の成長に見合う売上の確保と売上原価の抑制が難しくなっております。さらに、頻繁なキャンペーンによる価格変更、雑誌などを中心とした至急配信など、お取引先からの運用上の要求も年々厳しくなっており、配信コストの上昇を招いています。当事業年度では、市場の拡大と大きな商流の獲得、さらには経費の削減により、上記マイナス要因をカバーして参りました。今後もこの傾向は継続すると考えられますので、当事業の維持にはさらなる規模拡大と運用コストの削減が必須となります。

フィーチャーフォン市場を除くコミック市場については、いましばらく市場の成長が継続すると予測しておりますので、大きな商流の維持、新規電子書店の積極的開拓などにより、規模を拡大して参ります。一方、前年度は歯止めがかかったかに見えたフィーチャーフォン市場の縮小ですが、当事業年度は下落傾向が止まらず、年度末時点で前年比80.6%にまで減少しました。当社では、コピュー用高解像度ファイルを投入するなどの支援を行い、業績への影響を最小限に食い止める努力を継続します。

文字もの市場の拡大については、中堅出版社にヒアリングを重ねて参りました。その結果、市場が無いところに企業として投資ができないという点が、最大の問題であることが判明しました。これを打破すべく、人気作品の電子化に対する金銭的支援、さらに電子書店との協業による優先的売り伸ばしなど、出版社が文字もの電子書籍で成功体験を得られるような施策を、選択と集中の原則のもとに行っていきます。

また、文字もの電子書籍市場拡大の間接的施策として、引き続きJDLSとの連携による電子図書館事業への協力も行います。さらに当事業年度より開始し、順調に拡大を続けているPODデータの取次事業も、電子書籍参入の端緒とすべく新規に専門部署を設けて大々的に拡大して参ります。

一方、複雑化し増大しつつある運用業務の効率化とコスト削減を目的に、当事業年度より新取次システムの開発に着手いたしました。かなりの投資と人員、そして1年以上の歳月を要しますが、当社にとって根幹となるシステムですので最優先で本格稼働を目指します。

##### 【共通書誌情報システム事業】

今後は本事業についても、JP0から利用料売上が見込めます。しかし、年間の運用コストを賄うには至りませんので、今後もさらなる経費削減に努めて参ります。

## 【新規事業】

当社設立の精神から、新規事業は日本の出版界、ひいては日本の出版文化に貢献することを目的としなければなりません。そのため、①出版事業に資するもの、②デジタル技術、web技術を利用するもの、③利益を確保できるもの、という三大方針を掲げ新規事業開発に取り組んで参りました。当事業年度において、PODデータ取次事業と電子図書館事業は実験段階を経て規模拡大の局面にいたっておりますが、他の事業は未だ準備段階にあります。

アメリカのFirebrand Technology社と提携を予定しているwebを利用した書籍販促システムNetGalleyにつきましても、当事業年度に同社CEOを招いて日本でのセミナーを開催しました。その結果大きな反響がありましたので、日本語対応などのローカライズに向けて本格的な協議を開始しております。また、紙書籍と同時に電子書籍の生成を可能とする新しい制作システムSmart Source Editor (SSE) についても、中堅出版社を中心に需要予測のヒアリングを行い、関連企業との協議を開始しました。

設立から4年目にして単年度黒字を達成した当社は、その収益をもって積極的な投資を行い、デジタル技術を中心としたパブリッシャーズ・サービス・カンパニーとして、電子書籍のみならず紙の書籍も含む出版市場の拡大と発展にさらなる貢献をして参る所存でございます。株主のみなさまの一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。)

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第1期<br>(平成24年度) | 第2期<br>(平成25年度) | 第3期<br>(平成26年度) | 第4期(当期)<br>(平成27年度) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 売上高                   | 2,803千円         | 4,903,414千円     | 11,743,209千円    | 14,636,893千円        |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)     | △410,079千円      | △1,015,070千円    | △202,260千円      | 625,803千円           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)   | △411,189千円      | △1,093,518千円    | △282,487千円      | 774,692千円           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は損失(△) | △31,598円56銭     | △57,274円53銭     | △25,643円02銭     | 11,763円97銭          |
| 総 資 産                 | 7,550,969千円     | 8,711,294千円     | 8,891,936千円     | 8,256,784千円         |
| 純 資 産                 | 7,120,810千円     | 6,027,291千円     | 5,744,804千円     | 3,519,295千円         |

(注) 1. 一株当たり当期純利益又は損失は、普通株主に帰属しない金額を控除の上算出しております。

2. 千円単位の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

電子出版物の制作、保管、配信

## (7) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

| 組 織 名 称 | 所 在 地       |
|---------|-------------|
| 本社      | 東京都千代田区神田錦町 |

## (8) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|-------|--------|
| 77名  | 2名増   | 34.6歳 | 3.1年   |

- (注) 1. 上記人数のうち出向者は1名であります。  
2. 平均年齢および平均勤続年数につきましては、当社在籍使用人数の平均値となっております。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況（平成28年3月31日現在）

親会社および子会社に該当する事項はありません。なお、株式会社産業革新機構は当社の普通株式30,600株およびA種優先株式42,200株（議決権なし）を保有し、総議決権の50.1%を占める筆頭株主となっておりますが、同社は企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会）第16項に従い、投資企業である同社にとって、当社は子会社に該当しないと判断していることから、当社にとっても同社は親会社には該当しないものと判断しております。

## (10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,000,000株  
うち、普通株式500,000株、A種優先株式500,000株

(2) 発行済株式総数 103,240株  
うち、普通株式61,040株、A種優先株式42,200株

(3) 株主数 16名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名          | 普通株式<br>持株数 | 普通株式<br>持分比率 | A種優先<br>株式持株数 | A種優先<br>株式持株比率 |
|--------------|-------------|--------------|---------------|----------------|
| 株式会社産業革新機構   | 30,600株     | 50.13%       | 42,200株       | 100.00%        |
| 株式会社講談社      | 8,600株      | 14.09%       | －株            | －%             |
| 株式会社小学館      | 8,600株      | 14.09%       | －株            | －%             |
| 株式会社集英社      | 8,600株      | 14.09%       | －株            | －%             |
| 大日本印刷株式会社    | 2,000株      | 3.28%        | －株            | －%             |
| 凸版印刷株式会社     | 2,000株      | 3.28%        | －株            | －%             |
| 株式会社光文社      | 100株        | 0.16%        | －株            | －%             |
| 株式会社新潮社      | 100株        | 0.16%        | －株            | －%             |
| 株式会社文藝春秋     | 100株        | 0.16%        | －株            | －%             |
| 株式会社KADOKAWA | 100株        | 0.16%        | －株            | －%             |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名        | 地位及び担当            | 重要な兼職の状況                      |
|-----------|-------------------|-------------------------------|
| 新 名 新     | 取締役社長<br>(代表取締役)  | —                             |
| 廣 岡 克 己   | 取締役副社長<br>(代表取締役) | —                             |
| 土 田 誠 行   | 取締役               | —                             |
| 古 川 公 平   | 取締役               | 株式会社講談社 取締役                   |
| 柳 本 重 民   | 取締役               | 株式会社集英社 常務取締役                 |
| 大 西 豊     | 取締役               | 株式会社小学館 取締役                   |
| 江 草 貞 治   | 取締役               | 株式会社有斐閣 代表取締役                 |
| 山 崎 富 士 雄 | 取締役               | 大日本印刷株式会社 常務取締役               |
| 鎌 仲 宏 治   | 取締役               | 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 役員待遇 |
| 菊 池 明 郎   | 監査役               | 株式会社筑摩書房 相談役                  |
| 青 沼 克 典   | 監査役               | —                             |

- (注) 1. 取締役土田誠行氏、古川公平氏、柳本重民氏、大西豊氏、江草貞治氏、山崎富士雄氏、鎌仲宏治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役菊池明郎氏、青沼克典氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当該事業年度中の取締役の異動  
 (就任取締役) 取締役大西豊氏は平成28年1月15日付臨時株主総会みなし決議において、新たに選任され就任いたしました。  
 (退任取締役) 平成28年3月23日付で福井義高氏は取締役を辞任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人数       | 報酬等の額             |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 2名<br>(一名) | 39,000千円<br>(一千円) |
| 監査役              | 一名         | 一千円               |
| 計                | 2名         | 39,000千円          |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会(平成24年5月11日)による報酬限度額は、取締役年額100,000千円、監査役年額10,000千円であります。
3. 当事業年度末日現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は2名であります。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

| 氏名        | 区分  | 重要な兼職の状況                      |
|-----------|-----|-------------------------------|
| 古 川 公 平   | 取締役 | 株式会社講談社 取締役                   |
| 柳 本 重 民   | 取締役 | 株式会社集英社 常務取締役                 |
| 大 西 豊     | 取締役 | 株式会社小学館 取締役                   |
| 江 草 貞 治   | 取締役 | 株式会社有斐閣 代表取締役                 |
| 山 崎 富 士 雄 | 取締役 | 大日本印刷株式会社 常務取締役               |
| 鎌 仲 宏 治   | 取締役 | 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 役員待遇 |
| 菊 池 明 郎   | 監査役 | 株式会社筑摩書房 相談役                  |

- (注) 1. 株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館、株式会社有斐閣、大日本印刷株式会社、凸版印刷株式会社、株式会社筑摩書房は当社の株主であります。
2. 株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館、株式会社有斐閣、株式会社筑摩書房と当社との間には電子書籍の配信・取次事業に関する取引関係があります。
3. 大日本印刷株式会社、凸版印刷株式会社と当社との間には電子書籍制作加工およびシステム開発に関する取引関係があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 土 田 誠 行   | 当該事業年度開催の取締役会12回中9回に出席し、主に産業育成や事業立ち上げに精通した見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。   |
| 社外取締役 | 古 川 公 平   | 当該事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に出版界全体の視野に立ち、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。             |
| 社外取締役 | 柳 本 重 民   | 平成27年6月25日就任後開催の取締役会10回中9回に出席し、主に出版界全体の視野に立ち、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。     |
| 社外取締役 | 大 西 豊     | 平成28年1月22日就任後開催の取締役会3回全てに出席し、主に出版界全体の視野に立ち、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。       |
| 社外取締役 | 江 草 貞 治   | 当該事業年度開催の取締役会12回中10回に出席し、主に出版界全体の視野に立ち、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。           |
| 社外取締役 | 山 崎 富 士 雄 | 当該事業年度開催の取締役会12回中8回に出席し、主に制作会社、流通事業者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。        |
| 社外取締役 | 鎌 仲 宏 治   | 平成27年6月25日就任後開催の取締役会10回中8回に出席し、主に制作会社、流通事業者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 菊 池 明 郎   | 当該事業年度開催の取締役会12回中10回に出席し、主に出版界全体の視野に立ち、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。           |
| 社外監査役 | 青 沼 克 典   | 当該事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、主に産業育成や事業立ち上げに精通した見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。    |

## ③ 責任限定契約の内容

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項および定款の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がない場合には、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

優成監査法人

### (2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

| 区 分                  | 支 払 額   |
|----------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 7,000千円 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制等の整備について決定した内容の概要、ならびに運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

株式会社出版デジタル機構（以下当社という）は、企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本的方針とします。また、その推進のために社内諸規程を整備し、取締役、各部門責任者、従業員それぞれの層におけるコンプライアンス教育、企業倫理教育などの実施と充実を図り、業務の適切な実行を確保するための体制を構築します。さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、内部通報窓口を設置します。当社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織的に毅然とした対応をとるものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報に関し、文書情報の管理について諸規程を整備し、保存年限を定め、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理を行います。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事象を網羅的に把握および評価し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に被る損失または不利益の拡大を防止し、最小限に止める体制を構築します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について決定するとともに、職務の執行状況等について報告します。当社は、職務分掌、権限、責任を社内諸規程において明確化し、効率的かつ効果的な事業運営を推進します。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社および子会社を有しておりませんが、将来そのような組織を有する場合には、必要な規程を整備し、適切な管理を行うこととします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて適宜人員を配置することとします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき監査役の職務を補助すべき使用人を配置したときは、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動など人事権に関する事項の決定には、監査役の意見を求めるものとし、人事評価についても監査役の意見を考慮します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に資するため、取締役会その他の重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保します。取締役および使用人は、監査役から求められた場合には、必要な報告および情報提供を適時適切に行うこととします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、必要に応じて、監査役が会計監査人、弁護士、その他外部の専門家と連携し、意見および情報の交換を行うことができる体制をとります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況としては、取締役会を開催し、予算策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況等について経営成績の評価・分析・対策等を報告しました。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行について、法令・定款等への遵守について審議しました。

以上

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部   |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目      | 金 額       | 科 目       | 金 額       |
| 流動資産     | 7,278,105 | 流動負債      | 4,707,722 |
| 現金及び預金   | 2,872,080 | 買掛金       | 4,373,331 |
| 売掛金      | 4,123,796 | 未払費用      | 81,339    |
| 前払費用     | 22,489    | 未払法人税等    | 9,767     |
| 未収消費税等   | 93,998    | 預り金       | 185,574   |
| 繰延税金資産   | 154,703   | リース債務     | 2,834     |
| その他      | 11,036    | 賞与引当金     | 53,520    |
| 固定資産     | 978,679   | その他       | 1,355     |
| 有形固定資産   | 82,144    | 固定負債      | 29,765    |
| 建物附属設備   | 35,124    | 預り保証金     | 10,300    |
| 器具備品     | 36,960    | 長期リース債務   | 8,030     |
| リース資産    | 10,060    | 資産除去債務    | 11,435    |
| 無形固定資産   | 840,282   | 負債合計      | 4,737,488 |
| のれん      | 568,955   | 純 資 産 の 部 |           |
| ソフトウェア   | 174,525   | 株主資本      | 3,519,295 |
| コンテンツ資産  | 77,132    | 資本金       | 1,358,625 |
| その他      | 19,668    | 資本剰余金     | 1,385,978 |
| 投資その他の資産 | 56,251    | 資本準備金     | 1,358,625 |
| 敷金       | 55,384    | その他資本剰余金  | 27,353    |
| 長期前払費用   | 867       | 利益剰余金     | 774,692   |
| 破産更生債権等  | 1,059     | その他利益剰余金  | 774,692   |
| 貸倒引当金    | △1,059    | 繰越利益剰余金   | 774,692   |
|          |           | 純資産合計     | 3,519,295 |
| 資産合計     | 8,256,784 | 負債・純資産合計  | 8,256,784 |

(注) 記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      | 金 額        |
|-------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                   |          | 14,636,893 |
| 売 上 原 価                 |          | 12,564,555 |
| 売 上 総 利 益               |          | 2,072,337  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 1,446,980  |
| 営 業 利 益                 |          | 625,357    |
| 営 業 外 収 益               |          |            |
| 受 取 利 息                 | 1,195    |            |
| 雑 収 入                   | 3,575    | 4,770      |
| 営 業 外 費 用               |          |            |
| 支 払 利 息                 | 5        |            |
| 株 式 交 付 費               | 3,495    |            |
| 雑 損 失                   | 824      | 4,324      |
| 経 常 利 益                 |          | 625,803    |
| 特 別 損 失                 |          |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3,524    | 3,524      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |          | 622,278    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,290    |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △154,703 | △152,413   |
| 当 期 純 利 益               |          | 774,692    |

(注) 記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

|                | 株 主 資 本    |            |                    |                  |                                        |                  |
|----------------|------------|------------|--------------------|------------------|----------------------------------------|------------------|
|                | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  |                    |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  |
|                |            | 資本準備金      | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高      | 3,928,000  | 2,099,291  | —                  | 2,099,291        | △282,487                               | △282,487         |
| 当 期 変 動 額      |            |            |                    |                  |                                        |                  |
| 新 株 の 発 行      | 495,000    | 495,000    |                    | 495,000          |                                        |                  |
| 資本金から剰余金への振替   | △3,064,375 |            | 3,064,375          | 3,064,375        |                                        |                  |
| 資本準備金から剰余金への振替 |            | △1,235,666 | 1,235,666          | —                |                                        |                  |
| 自 己 株 式 の 取 得  |            |            |                    |                  |                                        |                  |
| 自 己 株 式 の 消 却  |            |            | △3,990,201         | △3,990,201       |                                        |                  |
| 欠 損 填 補        |            |            | △282,487           | △282,487         | 282,487                                | 282,487          |
| 当 期 純 利 益      |            |            |                    |                  | 774,692                                | 774,692          |
| 当 期 変 動 額 合 計  | △2,569,375 | △740,666   | 27,353             | △713,313         | 1,057,179                              | 1,057,179        |
| 当 期 末 残 高      | 1,358,625  | 1,358,625  | 27,353             | 1,385,978        | 774,692                                | 774,692          |

|                | 株 主 資 本    |                | 純 資 産<br>合 計 |
|----------------|------------|----------------|--------------|
|                | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 |              |
| 当 期 首 残 高      | —          | 5,744,804      | 5,744,804    |
| 当 期 変 動 額      |            |                |              |
| 新 株 の 発 行      |            | 990,000        | 990,000      |
| 資本金から剰余金への振替   |            | —              | —            |
| 資本準備金から剰余金への振替 |            | —              | —            |
| 自 己 株 式 の 取 得  | △3,990,201 | △3,990,201     | △3,990,201   |
| 自 己 株 式 の 消 却  | 3,990,201  | —              | —            |
| 欠 損 填 補        |            | —              | —            |
| 当 期 純 利 益      |            | 774,692        | 774,692      |
| 当 期 変 動 額 合 計  | —          | △2,225,509     | △2,225,509   |
| 当 期 末 残 高      | —          | 3,519,295      | 3,519,295    |

(注) 記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物附属設備 | 8～15年 |
| 器具備品   | 4～8年  |

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| のれん     | 9年                 |
| ソフトウェア  | 社内における利用可能期間（1～5年） |
| コンテンツ資産 | 2年                 |

##### ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を検討して必要額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 158,952千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

|        |          |
|--------|----------|
| 普通株式   | 61,040株  |
| A種優先株式 | 42,200株  |
| 合計     | 103,240株 |

### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

|            |            |
|------------|------------|
| 未払事業税      | 2,096千円    |
| 賞与引当金      | 16,516千円   |
| 未払社会保険料    | 2,484千円    |
| 未払事業所税     | 193千円      |
| 貸倒引当金      | 326千円      |
| コンテンツ資産制作費 | 6,701千円    |
| 繰越欠損金      | 453,859千円  |
| 減価償却超過額    | 74,722千円   |
| 繰延資産償却超過額  | 114千円      |
| ソフトウェア仮勘定  | 3,689千円    |
| 資産除去債務     | 3,501千円    |
| 繰延税金資産小計   | 564,206千円  |
| 評価性引当金     | △355,441千円 |
| 繰延税金資産合計   | 208,765千円  |

(繰延税金負債)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 負債調整勘定    | △54,061千円 |
| 繰延税金負債合計  | △54,061千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 154,703千円 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金及び定期預金で保有しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、預り保証金を収受することによりリスクを回避しております。

敷金は本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該敷金については、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払費用及び預り金は、全てが1年以内の支払期日であります。流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は市場価格がないため、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2をご参照ください。）

|            | 貸借対照表<br>計上額 | 時価          | 差額 |
|------------|--------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 2,872,080千円  | 2,872,080千円 | —  |
| (2) 売掛金    | 4,123,796千円  | 4,123,796千円 | —  |
| 資産計        | 6,995,876千円  | 6,995,876千円 | —  |
| (1) 買掛金    | 4,373,331千円  | 4,373,331千円 | —  |
| (2) 未払費用   | 81,339千円     | 81,339千円    | —  |
| (3) 預り金    | 185,574千円    | 185,574千円   | —  |
| 負債計        | 4,640,246千円  | 4,640,246千円 | —  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### (1) 買掛金、(2) 未払費用、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分         | 貸借対照表計上額 |
|------------|----------|
| 敷金 (※1)    | 55,384千円 |
| 預り保証金 (※2) | 10,300千円 |

(※1) 賃借物件において預託している敷金は、市場価額がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 預り保証金については、市場価格がなく、かつ取引終了までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 主要株主

| 種類            | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係              | 取引の内容           | 取引金額(百万円) | 科目          | 期末残高(百万円) |
|---------------|----------------|----------------|------------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
| 主要株主<br>(会社等) | 株式会社<br>産業革新機構 | 被所有<br>直接50.1% | 出資金の受入<br>役員の受入        | 自己株式の<br>取得(注1) | 3,990     | —           | —         |
|               | 株式会社<br>小学館    | 被所有<br>直接14.0% | 代金回収業務<br>の受嘱<br>役員の兼任 | 代金回収業<br>務      | —         | 預り金<br>(注2) | 152       |
|               | 株式会社<br>講談社    | 被所有<br>直接14.0% | 商品の仕入<br>役員の兼任         | 商品の仕入           | 1,350     | 買掛金         | 659       |
|               | 株式会社<br>集英社    | 被所有<br>直接14.0% | 商品の仕入<br>役員の兼任         | 商品の仕入           | 2,131     | 買掛金         | 766       |

#### 【取引条件及び取引条件の決定方針】

- 注1. 自己株式の取得については、当社A種優先株式の取得であり、その取得額は当社定款第16条に定める計算に基づく金額内によるものであります。
- 注2. 預り金については、代金回収業務委託契約によるものであります。
- 注3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注4. 価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件によっております。

## 7. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 普通株式に係る1株当たり純資産額 15,013円79銭  
1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりです。
- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 純資産の部の合計額                   | 3,519,295千円   |
| 純資産の部の合計額から控除する金額           | 2,602,853千円   |
| （うちA種優先株式払込金額）              | (2,110,000千円) |
| （うちA種累積未払配当金額）              | (492,853千円)   |
| 普通株式に係る期末の純資産額              | 916,442千円     |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 61,040株       |
- (2) 普通株式に係る1株当たり当期純利益 11,763円97銭  
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 当期純利益        | 774,692千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 230,043千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 544,649千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 46,298株   |

(注) 本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月23日

株式会社 出版デジタル機構  
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 善 孝 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社出版デジタル機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月26日

株式会社出版デジタル機構

監査役 菊池明郎 ⑩

監査役 青沼克典 ⑩

## 第4号議案 電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に係る新設分割計画承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

当社は、「著作物のデジタル流通」を事業コンセプトとして、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届ける」ことで著作物の健全な創造サイクルを実現することを目指しております。電子書籍の領域においては、数多くの出版社からお預かりした電子書籍コンテンツを電子書店に提供、配信しており、急成長している国内電子書籍市場の一翼を担うとともに、海外に向けて日本の優れたコンテンツを配信するべく事業展開を推進しております。

国内電子書籍市場は平成27年度には約1,826億円（含む電子雑誌）となり、平成32年度においては3,480億円に拡大するものと予測されておりますが、ジャンル別に見ると平成27年度の電子書籍市場における比率としては「マンガ」が約80%を占めています。（出所：「電子書籍ビジネス調査報告書2016」インプレス総合研究所）

当社においても売上構成比に占める「マンガ」の割合は大きく、今後ビジネス書、文芸書等のテキストの電子書籍流通を推進することが課題であると考えております。

また、世界の電子書籍市場は2014年の約110億ドル（約1.21兆円/\$1=110円換算）から2018年には約190億ドル（約2.09兆円）への成長（出所：PwC）、紙と電子を合わせたマンガ市場においても2014年の約3,541百万ドル（約3,895億円/\$1=110円換算）から2020年には約4,695百万ドル（約4,695億円）に成長すると予想されているものの（出所：Roland Berger）、海賊版やライセンス、翻訳等の問題から、国内コンテンツの電子書籍配信による世界市場での普及は、現状、発展途上にあるものと思われま

す。このような市場環境に対応すべく、迅速・果敢な意思決定による創造的事業展開と、持続的成長を促す事業理念に基づいた事業戦略を推進するため、持株会社体制に移行し、中長期的な企業価値向上の実現を目指してまいります。

当社が今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社体制に移行する目的は次のとおりです。

#### (1) グループ戦略機能の強化

当社グループの全体戦略と、各グループ会社の事業領域における業務執行の意思決定を分離することにより、当社グループ全体の経営効率の向上と意思決定スピードの向上を実現させてまいります。

また、M&Aを含む新規事業展開、次世代テクノロジーの研究開発のための機能やグループ内経営資源の配分を最適化するための機能を強化することで、統合的なグループ戦略の実現を推進してまいります。

#### (2) グループ各社における創造的事業展開の推進

グループ各社に権限と責任を委譲することにより、意思決定の迅速化を図るとともに、市場環境にマッチした事業戦略やチャレンジを実行する組織体制を構築し、現場からの新しい「価値創造」によって、グループ全体の成長を牽引してまいります。

#### (3) 優秀な人材の確保・育成

当社グループの成長においては優秀な人材の確保・育成は重要な課題であります。持株会社体制に移行することによって経営責任の明確になったグループ各社においては、専門的スキルを持った人材の確保とともに、経

営推進のためのリーダー人材の確保・育成を推進していきます。グループ各社の経営実践の中から、今後の成長戦略を実現するために必要な次世代リーダーを、グループ全体として確保・育成していきたいと考えております。

当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在当社が展開する電子書籍事業等の全てを担う事業会社（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新設し、当該事業を当該新設分割設立会社へ分割承継いたします（かかる分割承継を以下「本新設分割」といいます。）。この結果、当社はグループ各社の持株会社として、グループ戦略機能及び各グループ会社の管理機能を担い、引き続き上場企業として企業価値の最大化を目指します。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

添付 新設分割計画書及び定款をご参照ください。

## 3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

ア 本新設分割に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は本新設分割に際して普通株式4,000株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付いたします。本新設分割に際して当社に対して交付される新設分割設立会社の株式の数につきましては、本新設分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、上記の割当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

イ 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載するとおり、資本金100,000,000円、資本準備金100,000,000円、その余をその他資本剰余金とすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 新設分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号）

ア 出版デジタル機構の株式取得（子会社化）

当社は、平成29年2月28日付で株式会社産業革新機構との間で、出版デジタル機構の発行済普通株式72,800株（議決権所有割合70.52%）を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年3月31日付で、かかる株式譲受けについて公正取引委員会による排除措置命令等が行われていないこと等の前提条件が充足されたことを確認し、かかる株式譲受けを実行しております。

#### イ 多額な資金の借入

当社は、平成29年3月30日及び同年同月31日を契約日、借入実行日を平成29年3月30日及び同年同月31日、最終返済期限を平成39年3月31日として、金融機関6行から、出版デジタル機構の株式取得資金等をその使途として、10,800百万円（借入利率は市場金利に連動した変動金利）の借入を行いました。なお、かかる借入に際し、担保資産の提供及び保証は行っておりません。また、かかる借入契約には、当社決算数値について一定の条件の財務制限条項等が含まれております。

#### ウ 当社を株式交換完全親会社、出版デジタル機構を株式交換完全子会社とする株式交換

当社は、出版デジタル機構との間で、当社を株式交換完全親会社、出版デジタル機構を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについて合意し、株式交換契約を平成29年4月26日付で締結しました。当該株式交換は、両社の株主総会における当該株式交換契約の承認を条件として、平成29年6月1日をもって効力が発生する予定です。

#### エ Lunascape株式会社の株式取得（子会社化）

当社は、平成29年4月6日付でLunascape株式会社の代表取締役である近藤秀和氏との間で、同社の全株式を譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、平成29年4月26日付で、かかる株式譲受けを実行しております。

#### オ 剰余金の配当

最終事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、最終事業年度にかかる期末配当として、平成29年4月26日開催の取締役会において、1株当たり8円80銭（配当金総額88,443,520円）の剰余金の配当を実施することを決定いたしました。

## 新設分割計画書（写）

株式会社メディアドゥ（平成29年9月1日付で「株式会社メディアドゥホールディングス」に商号変更予定。以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社メディアドゥ（以下「乙」という。）に対し、甲の営む電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本新設分割計画」という。）を作成する。

## 第1条（新設分割）

甲は、本新設分割計画に定めるところに従い、本事業に関して有する権利義務を乙に承継させるものとする。

## 第2条（乙の定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号とする。

## 第3条（乙の設立時役員の名）

1. 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 藤田恭嗣、溝口敦、塩濱大平、森秀樹、皆川淳、花村佳代子、  
片山誠

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査役 鈴木克征

## 第4条（乙に承継する権利義務）

1. 乙が、本新設分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、第7条に定める乙の成立日までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継するものとする。

2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、全て重疊的債務引受の方法によるものとし、内部的には乙が全額を負担する。

#### 第5条（本新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本新設分割に際して普通株式4,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

#### 第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

第7条に定める乙の成立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 100,000,000円
- (2) 資本準備金 100,000,000円

#### 第7条（乙の成立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立日」という。）は、平成29年9月1日とする。但し、甲は、本新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

#### 第8条（甲の競業禁止義務）

甲は、本事業に関して、乙に対して競業禁止義務を負わない。

#### 第9条（本新設分割に係る条件の変更及び本計画の中止）

本新設分割計画の作成日から乙の成立日までの間において、甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本事業の財産若しくは価値に重要な変動が生じた場合、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本新設分割計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、本新設分割計画を変更又は中止することができる。

#### 第10条（規定外事項）

甲は、本新設分割計画に定める事項のほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割計画の趣旨に従い決定する。

以 上

平成29年4月26日

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号  
株式会社メディアドゥ  
代表取締役社長 藤田 恭嗣

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メディアドウと称し、英文では、MEDIA DO Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種通信回線を利用した各種情報サービス業
- (2) 映像、音響の企画・制作・販売
- (3) コンピューターソフトの開発及び関連機材の企画・開発・販売
- (4) 移動体通信に関するソフトウェアの製作及び販売
- (5) 通信販売業務
- (6) 前各号の業務に関する調査及びコンサルティング
- (7) 市場調査及び広告宣伝に関する業務
- (8) 広告代理店業
- (9) 書籍、印刷物の企画製作及び出版並びに販売
- (10) レコード原盤製作及び販売
- (11) 前払式支払手段の発行及び販売
- (12) 資金移動業
- (13) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告に掲載してする。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡により取得することができない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める場合は、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条の定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会)

第13条 株主総会は、法令に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(株主総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内にこれを招集する。

2 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

(株主総会の招集権者)

第15条 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。ただし、社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の招集通知)

- 第16条 株主総会の招集通知は、株主に対し会日の1週間前までに発する。  
2 第1項の招集通知には、法令に定める事項を記載又は記録する。

(株主総会の議長)

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。ただし、社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議要件)

- 第18条 法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。  
2 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第20条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成して議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(取締役及び監査役の報酬等)

- 第21条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってそれぞれ区分して定める。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第22条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第23条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第24条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

(取締役の任期)

- 第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
- 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第26条 取締役会は、取締役の中から1名の代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は、社長とする。
  - 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者)

- 第27条 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は社長がこれを招集する。ただし、社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(取締役会の招集通知)

- 第28条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し会日の1週間前までに発する。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

(取締役会の議長)

- 第29条 取締役会の議長は、社長がこれに当たる。ただし、社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議要件)

- 第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

- 第32条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(取締役の責任免除)

- 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

- 第34条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

- 第35条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の同意を得なければならない。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。

(剰余金の配当等の排斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未交付の配当財産には利息を付さないものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成30年2月末日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

以上

## 承継権利義務明細表

本新設分割によって、乙が甲から承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。なお、以下は平成29年2月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から本新設分割の効力発生日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

## 1. 資産

本事業に関する一切の流動資産及び固定資産。但し以下は除く。

- ① 現金及び預金
- ② 車両運搬具
- ③ 商標権及び特許権
- ④ 投資有価証券
- ⑤ 関係会社株式
- ⑥ 差入保証金
- ⑦ その他法令上承継不能なもの

## 2. 負債

本事業に関する一切の流動負債及び固定負債。但し以下は除く。

- ① 長期借入金
- ② その他法令上承継不能なもの

## 3. 承継する契約上の地位及び権利義務（労働契約を除く。）

本事業に関する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、使用許諾契約（デジタルコンテンツの仕入及び販売に関するものを含む。）その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し以下の契約、契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は除く。

- ① 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に関連する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務
- ② 甲を借主とする不動産賃貸借契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

- ③ 甲の関係会社との契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

#### 4. 承継する知的財産権

甲グループ共通のコーポレート・ブランドとしての基幹商標及び基幹意匠のほか、本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権及びノウハウを含む知的財産権の一切は承継しない。

#### 5. 労働契約

本新設分割の効力発生時点において本事業に従事する甲の従業員（甲の子会社又はその他の企業、団体等に出向している者、嘱託社員、契約社員及びアルバイト社員を含むが、派遣社員及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第5条第1項に基づき異議を述べた者を含まない。以下同じ。）にかかる雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（なお、甲における勤続年数は乙において通算する。）。但し以下は除く。

- ① 甲の管理本部及び経営企画室並びに内部監査室に所属する従業員にかかる雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務
- ② 別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員にかかる雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

#### 6. 許認可等

本新設分割の効力発生時点において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以上

## 第5号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 第4号議案「電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に係る新設分割計画承認の件」に記載のとおり、平成29年9月1日付での新設分割による持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び目的（現行定款第1条及び第2条）の変更を行うとともに、変更の効力発生日について附則を新設するものであります。
- (2) 本株式交換後においても、機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を38,971,000株から44,329,600株に増加させる変更を行うとともに、変更の効力発生日について附則を新設するものであります。

### 2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条（商号）<br/>当社は、株式会社メディアドゥと称し、英文では、<u>MEDIA DO Co.,Ltd.</u>と記す。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>第1条（商号）<br/>当社は、株式会社メディアドゥホールディングスと称し、英文では、<u>MEDIA DO HOLDINGS Co.,Ltd.</u>と記す。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>各種通信回線を利用した各種情報サービス業</u><br/>2. <u>映像、音響の企画・制作・販売</u><br/>3. <u>コンピューターソフトの開発及び関連機材の企画・開発・販売</u><br/>4. <u>移動体通信に関するソフトウェアの製作及び販売</u><br/>5. <u>通信販売業務</u><br/>6. <u>前各号の業務に関する調査及びコンサルティング</u><br/>7. <u>市場調査及び広告宣伝に関する業務</u><br/>8. <u>広告代理店業</u><br/>9. <u>書籍、印刷物の企画製作及び出版並びに販売</u><br/>10. <u>レコード原盤製作及び販売</u><br/>11. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> | <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有、運用、管理することによる当該法人等の事業活動の支配、指導及び管理</p> <p>① <u>電子書籍その他のデジタルコンテンツに関する企画、開発、制作、マーケティング、販売その他デジタルコンテンツの流通に関する業務及びこれらの業務支援</u><br/>② <u>コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、設計、開発、保守、販売、輸出入及びそれらの受託開発、管理運営並びに賃貸業務</u><br/>③ <u>インターネットを利用したサービスの企画、制作、運営及び課金・決済代行業務を含むこれらの受託業務</u><br/>④ <u>情報処理サービス業及び情報通信サービス業</u><br/>⑤ <u>広告業、広告代理業並びに商業デザイン及び工業デザインその他広告宣伝物の企画、制作業務</u><br/>⑥ <u>通信販売業</u><br/>⑦ <u>市場調査及び経営コンサルタント業務</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条～第4条（条文省略）</p> <p>第5条（発行可能株式総数）<br/>当社の発行可能株式総数は、<br/>38,971,000株とする。</p> <p>第6条～第48条（条文省略）</p> | <p>⑧セミナー、研修会その他各種イベントの企画立案及び開催<br/>⑨書籍、印刷物の企画製作及び出版並びに販売<br/>⑩映像、音響及びレコード原盤の製作及び販売<br/>⑪著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権及び商品化権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用<br/>⑫有価証券の保有、運用、投資<br/>⑬前払式支払手段の発行及び販売<br/>⑭資金移動業<br/>⑮電気通信事業法に基づく電気通信事業<br/>⑯労働者派遣事業<br/>⑰上記①から⑱までに附帯関連する一切の業務<br/>(2) 子会社及びグループ会社の経営戦略の策定・管理<br/>(3) グループファイナンス事業<br/>(4) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権及び商品化権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用<br/>(5) 各種事業に対する投資及び企業の合併、提携、事業並びに有価証券の保有、運用、仲介、斡旋に関する業務<br/>(6) 前各号に附帯関連する一切の業務<br/>2. 当社は、前項第1号①から⑱まで、及びこれらに附帯関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>第5条（発行可能株式総数）<br/>当社の発行可能株式総数は、<br/>44,329,600株とする。</p> <p>第6条～第48条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>附則<br/>第1条<br/>第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、平成29年5月30日開催の定時株主総会に付議される第4号議案「<u>電子書籍事業、音楽・映像事業、ゲーム事業及び広告・広告代理事業並びにこれらの関連事業に係る新設分割計画承認の件</u>」が原案どおり承認可決されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該新設分割の効力発生日をもって削除する。</p> <p>第2条<br/>第5条(発行可能株式総数)の変更については、平成29年5月30日開催の定時株主総会に付議される第3号議案「<u>当社と株式会社出版デジタル機構との株式交換契約承認の件</u>」が原案どおり承認可決されること及び上記株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、当該株式交換の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該株式交換の効力発生日をもって削除する。</p> |

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年5月29日（月曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号  
パレスサイドビル5階 株式会社メディアドゥ本社会議室  
電話：03-6212-5111



## [交通のご案内]

- ・東京メトロ東西線 竹橋駅 1b出口直結
- ・東京メトロ半蔵門線、都営新宿・三田線 神保町駅 A8・A9出口から徒歩6分
- ・東京メトロ千代田線 大手町駅 C2出口から徒歩8分

※当社へは、東コア・エレベーターにて5階へお越しください。  
西コア・エレベーターではご来社いただけません。